

## ○早島町外部公益通報に関する要綱

平成18年7月14日

要綱第12号

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）の施行に伴い、労働者からの公益通報を適切に処理するため、本町が講じるべき措置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 労働者 労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者をいう。
- (2) 外部公益通報 労働者が法第2条第3項に定める通報対象事実（以下「通報対象事実」という。）に関し、当該通報対象事実について処分又は勧告等を行う権限を有する本町の機関に対し行う同条第1項に定める公益通報をいう。
- (3) 所管課 通報対象事実に関する処分又は勧告等の事務を所掌する課等をいう。
- (4) 通報者 外部公益通報をする者をいう。

(公益通報の受付窓口)

第3条 外部公益通報及びこれに関する相談は、所管課において受け付けるものとする。

(公益通報の受付及び措置等)

第4条 外部公益通報は、文書、電子メール、電話、面談、ファックス等によるものとし、匿名であっても受け付けるものとする。ただし、明らかに不正の目的と認められる場合は受け付けないことができる。

2 外部公益通報を受け付けた所管課は、所定の外部公益通報受付書に所定の事

項を記載し、早島町コンプライアンス委員会設置要綱（平成19年要綱第1号）第1条で定める早島町コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）の会長に報告しなければならない。

- 3 所管課は、外部公益通報の内容が、本町の機関の処分又は勧告等を行う権限に属さないものであると認めるときは、当該外部公益通報に係る処分又は勧告等を行う権限を有する行政機関を通報者に教示しなければならない。

（受理・不受理の通知）

第5条 委員会の会長は、前条第2項の報告を受けたときは、速やかに委員会を招集しなければならない。

- 2 委員会は、外部公益通報受付書に記載された内容を審査し、当該外部公益通報を受理するか否か及び当該通報対象事実について調査する必要があるか否かについて決定し、所管課に通知しなければならない。

- 3 前項の規定により通知を受けた所管課は、所定の外部公益通報受理・不受理決定通知書により遅滞なく通報者に通知しなければならない。ただし、匿名による外部公益通報又は通報者が通知を希望しない場合は、この限りでない。

（調査の実施）

第6条 委員会は、通報対象事実について調査する必要があると認めるときは、所管課に対して、事実確認のための調査を命じなければならない。

- 2 委員会から通報対象事実について調査を命じられた所管課は、遅滞なく調査を開始しなければならない。
- 3 所管課は、調査が終了したときは、調査結果を所定の外部公益通報調査結果報告書に記載し、遅滞なく委員会に報告しなければならない。

（調査結果に基づく措置）

第7条 委員会は、前条の規定による調査の結果、通報対象事実が確認されたときは、法令に基づく処分その他必要な措置（以下「措置」という。）を講じなければならない。

- 2 所管課は、前項の措置の内容及び是正結果を所定の外部公益通報措置結果報

告書に記載し、遅滞なく委員会に報告しなければならない。

(措置結果等の通知)

第8条 所管課は、通報対象事実についての調査結果、措置及び是正の内容を所定の外部公益通報調査・措置結果通知書により、遅滞なく通報者に通知しなければならない。ただし、匿名による外部公益通報及び通報者が特に通知を希望しない場合は、この限りではない。

2 所管課は、前項の通知を行うに当たっては、利害関係人の営業の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しなければならない。

(協力の義務)

第9条 職員は、外部公益通報事案の処理に係る記録及び関係資料について、他の行政機関その他の公の機関から調査の協力を求められたときは、正当な理由のある場合を除き、必要な協力をしなければならない。

2 通報対象事実に関係する所管課が複数ある場合は、各所管課は、連携して調査し、及び措置を講じなければならない。この場合において、通報者に対する通知は、当該外部公益通報を受け付けた所管課が行うものとする。

(保存期間)

第10条 外部公益通報に係る記録及び関係資料の保存期間は、10年とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年4月1日要綱第13号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年7月1日要綱第13号)

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則 (令和元年12月27日要綱第17号)

この要綱は、令和2年1月1日から施行する。